

名張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

### 1. 条例改正の趣旨

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童福祉法における地域限定保育士制度の一般制度化に係る規定を整備するとともに、家庭的保育事業の利用開始前における健康診断の結果を乳幼児の円滑な健康管理に活用することができることとするほか、所要の改正を行おうとするものです。

### 2. 条例改正の概要

- (1) 国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度の一般制度化に関し、保育士の定義に係る規定を整備します。
- (2) 家庭的保育事業の利用開始前における乳幼児の健康診断の内容が、家庭的保育事業所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないこととします。
- (3) (2)の場合には、家庭的保育事業所等の管理者は、その利用開始前における乳幼児の健康診断の結果を把握しなければならないこととします。
- (4) その他所要の改正を行います。

### 3. 地域限定保育士制度の一般制度化について

国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度について、これまで地域限定保育士（国家戦略特別区域限定保育士）は、登録した都道府県等においてのみ保育士としての業務を行うことができましたが、一般制度化により、登録後3年が経過し、一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士と同様に当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能となります。

### 4. 施行期日

公布の日から施行します。